

県南広域振興局長告示第19号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のおり届出があった。

平成30年3月16日

県南広域振興局長 細川倫史

共同生活援助

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0321500068	朝日荘2	奥州市水沢区真城字熊野堂33番地15	平成30年3月31日
0321500035	下小谷木荘	奥州市水沢区羽田町字下小谷木14番地	〃